

木更津市マンション管理計画認定制度

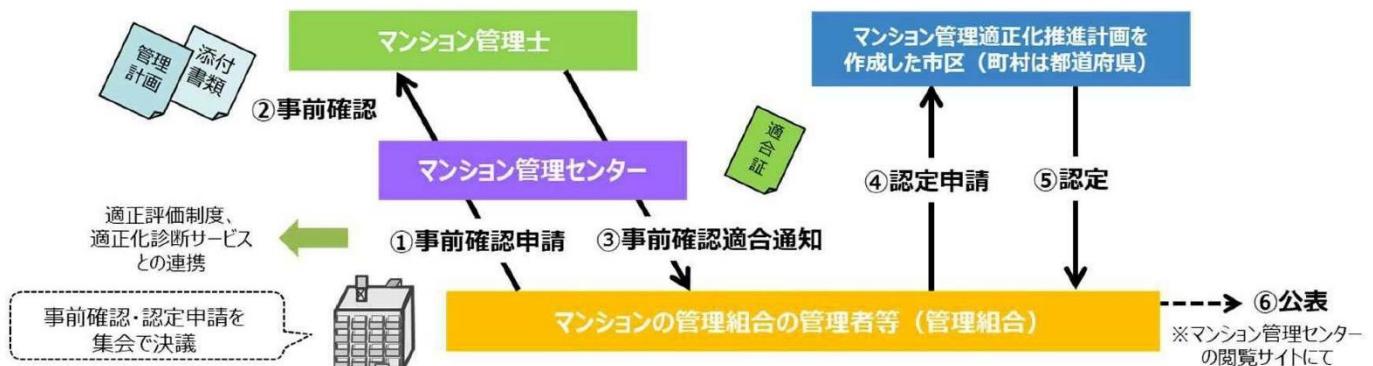
木更津市マンション管理適正化推進計画に規定のある管理計画の認定事務を実施します。

↑(法第5条の3)

この管理計画認定制度を通じ、管理組合による管理の適正化に向けた自主的な取り組みが推進されるほか、管理計画の認定を受けたマンションについて、市場で高く評価されるなどのメリットが期待されます。また、良質な管理水準が維持されることで、居住者のみならず、周辺地域の良好な居住環境の維持向上にも寄与するものと考えられます。

実施期間	令和7年4月1日(火)から
対象マンション	2以上の区分所有者のあるもの並びにその敷地及び附属施設
申請主体	マンションの管理組合の管理者等
認定の有効期間	認定の有効期間は、認定を受けた日から5年間 (5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。)

管理計画認定の流れ



問い合わせ

〒292-8501
木更津市朝日三丁目8番1号
木更津市役所 都市整備部 住宅課
電話 0438-23-8599



「きさぽん」

2025.04